藤沢市郷土づくり推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第１条　市民，地域団体（地縁団体，市民活動団体，特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）等の市民参画により，地域の特性を生かした郷土愛あふれるまちづくりを推進するため，市民センター又は公民館の管轄する区域（以下「地区」という。）ごとに，藤沢市郷土づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(名称)

第２条　各地区の推進会議の名称は，郷土づくり推進会議に各地区の名称を冠したものとする。

２　地区ごとに推進会議の通称を付けることができるものとし，各地区の推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

(所掌事務)

第３条　推進会議は，次に掲げる事項を処理する。

(1) 市民，地域団体等の地域の意見を集約しながら地域の課題を把握し，課題解決に向けた方向性を検討すること。

(2) 前号による検討の結果に基づき，市長に対し提案を行うとともに，必要な意見若しくは要望を提出し，又は施策の提言を行うこと。

(3) 第１号による検討の結果に基づき，地域の特性を生かした事業を企画及び実施すること。

(4) 前３号に掲げるもののほか，第１条の目的を達成するため，市長又は推進会議が必要があると認める事項

(組織)

第４条　推進会議は，３０人以内の委員で組織する。

２　前項の規定にかかわらず，市長は，推進会議が必要があると認めるときは，同項に定める人数を超えた人数の委員で推進会議を組織することができる。

(委員)

第５条　委員は，次に掲げる者に該当する者のうちから，市長が選出し，委嘱する。

(1) 当該推進会議が設置された地区内に居住する者（この市の常勤の職員又は

議員である者を除く。）で，各地区の委員選考委員会が選考した者

(2) 当該推進会議が設置された地区内において活動する地域団体から推薦された者

２　前項各号の者のうちから市長が選出する委員の人数は，各地区の推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

３　委員は，無報酬とする。

４　委員が，第３条各号に規定する事項を処理するための活動に当たり，当該委員の嘱する推進会議の地区外に移動し活動するときは，旅費を支給する。

５　前項の旅費の額及び支給方法は,藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和３１年藤沢市条例第３６号）第１条第１７号に掲げる者の取扱に準ずる。

(委員の任期)

第６条　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，再任されることができる。

３　前条第１項第１号に規定する委員は，再任されることができる回数を１回とする。

４　市長は，必要があると認めるときは，前項に規定する回数を別に定めることができる。

(役員等)

第７条　推進会議に議長１人のほか，副議長若干人及びその他の役員若干人を置き，委員の互選によりこれを定める。

２　副議長及びその他の役員の人数は，各地区の推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

３　議長及び副議長の任期は，当該委員の任期内において，各地区の推進会議で定めることができる。

４　議長は，会務を総理し，推進会議を代表する。

５　副議長は，議長を補佐し，議長に事故あるとき，又は議長が欠けたときは，その職務を代理する。この場合において，副議長が２人以上存するときは，あらかじめ副議長のうちから議長が指名する者が職務を代理する。

(会議)

第８条　推進会議は，議長が招集する。

２　推進会議は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開き，議決をすることができない。

３　推進会議の議事は,出席した委員の過半数をもって決し,可否同数のときは,議長の決するところによる。

４　議長は，会議の運営上必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，説明又は助言，資料の提出及びその他の協力を求めることができる。

(会議の公開)

第９条　推進会議は，その会議を公開するものとする。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，この限りでない。

(1) 会議の内容が市長が別に定める非公開情報に係るものである場合

(2) 会議を公開することにより，当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(議事録の作成)

第１０条　推進会議は，会議を開催したときは，次の事項を記載した議事録を作成するものとする。ただし，軽易なものについては，この限りでない。

(1) 会議を開催した日時及び場所

(2) 委員の現在数及び出席した委員の数

(3) 開催目的，審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(部会)

第１１条　推進会議には，必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会は，委員及び推進会議に協力する者等で構成する。

（市長の責務）

第１２条　市長は，第１条に掲げる目的を達成するため，推進会議に対し，次の各号に掲げる支援その他の必要な措置を講じるものとする。

(1) 市長は，推進会議が第３条各号に規定する所掌事務を行うに当たり，推進会議が市民，地域団体等と十分な連携及び協働並びに調整が図られるよう積極的に努めなければならない。

(2) 市長は，推進会議から第３条第２号の規定による提案，意見若しくは要望の提出又は施策の提言があったときは，十分な検討を行い，必要に応じて市の施策に反映するものとする。

(3) 市長は，推進会議による第３条第３号の事業の企画及び実施に要する経費の予算化に努めるものとする。

(4) 市長は，推進会議に対し，必要な情報の提供を行うものとする。

(事務局)

第１３条　推進会議の事務を処理するため，推進会議に事務局を置く。

２　事務局は，当該推進会議が設置された地区を管轄する市民センター又は公民館とする。

３　事務局は，第３条各号に規定する推進会議の所掌事務について，委員と連携し，協働して取り組まなければならない。

(委任)

第１４条　この要綱に定めるもののほか，推進会議に関し必要な事項は，各地区の推進会議の決定に基づき市長が地区ごとに要領で定める。

附　則

１　この要綱は，平成２５年４月１日から施行する。

２　この要綱の規定により最初に委嘱される委員は，第５条第１項の規定にかかわらず，この要綱の施行の前日において現にこの市の市長の認定を受けている地域経営会議委員のうちから市長が委嘱する。

３　前項の規定により委嘱される委員の任期は，第６条第１項本文の規定にかかわらず，委嘱の日から平成２６年３月３１日までとする。

附　則

この要綱は，平成２８年９月１日から施行し，平成２８年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は，平成２９年１２月８日から施行する。